平成２９年（フ）第３７号
宮崎県串間市大字西方9035番地３県営ひばりヶ丘団地Ｂ―302
債務者　奥田　麗華（旧姓下石）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目58番８号　迫田ビル202号
債務者　尾形　亮次
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目31番83―54号　市営住宅8354
債務者　濵田よしえ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市小川町22番15号　有料老人ホーム118　306号
債務者　國生　政子
法定代理人成年後見人　宇都宮孝久
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町21番10号　アモールＦ201号
債務者　髙橋　和子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
沖縄県浦添市字港川358番地　共立マンション港川　203
債務者　小**那覇**基子（旧姓玉城・宮里）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１８７号
青森市大字三内字沢部208番地７　メゾンサナチェリー館206号
債務者　乗田　茂樹
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字緑ケ丘３丁目８番地１　市営住宅Ａ―202号
債務者　石村　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字湯口字一ノ安田47番地４　ちいんの郷そうま
債務者　工藤　久美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１０９号
青森県弘前市大字城東１丁目８番地７
債務者　小野えり子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８０号
福島県いわき市泉町滝尻字中ノ坪９番地の１　吉田貸家４号室
債務者　黒澤　　仁
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６８８号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の10　ラフィーネ初石Ⅱ―201
債務者　多賀谷誠司
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０２号
茨城県日立市田尻町２丁目45番12―402号
債務者　長谷川克哉
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県高萩市大字石滝2565番地の19
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１３号
茨城県日立市石名坂町１丁目１番42―201号
債務者　石井　真樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１６号
茨城県北茨城市華川町中妻455番地
債務者　田所加奈恵（旧姓星名）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部